

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
トンガ	トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000 千円 -----	2021.7.28 スクアロ フアで (同日)	日本側 宗永健作在トンガ大使 トンガ側 ポヒザア・トウ イオネ トア首相	2021.8.19 277号
トンガ	トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,000,000 千円 -----	2021.9.3 スクアロ フアで (同日)	日本側 宗永健作在トンガ大使 トンガ側 ポヒザア・トウ イオネ トア首相	2021.10.4 313号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
トンガ	全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画のための贈与に関する平成三十年五月十六日付けの取極の修正に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「3,044,000千円」に改める。	2021.4.27 スクアロ フアで (同日)	日本側 宗永健作在トンガ大使 トンガ側 ポヒザア・トウ イオネ トア首相	2021.5.17 173号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。